

# 日本・千葉県代表選手大会出場激励金交付基準

## 1. 趣 旨

国または県を代表して世界大会及び全国大会等の公式競技会に出場する選手に対し、その栄光を讃え、さらなる飛躍と期待をこめて激励金を交付する。

## 2. 交付対象となる大会

国、県、日本スポーツ協会及び日本スポーツ協会加盟団体、日本オリンピック委員会及び日本オリンピック委員会加盟団体、日本パラリンピック委員会及び日本パラリンピック委員会加盟団体、全日本ろうあ連盟、日本レクリエーション協会が主催・共催する大会。(ジュニア大会含む。以下これらを総称して「国際大会等」という。)

- (1) オリンピック・パラリンピック・デフリンピック
- (2) 世界選手権、アジア大会
- (3) 国民スポーツ大会
- (4) 全国大会
- (5) その他、本市が特に必要と認めた場合

## 3. 交付対象者の条件

激励金の交付の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 松戸市内在住・在勤の選手
- (2) 予選会を勝ち抜き、又は参加標準記録を突破、又は競技団体等からの推薦等で大会にエントリーする選手
- (3) 日本中学校体育連盟主催大会に出場する選手は、学校運動部活動における種目を除いた選手
- (4) その他、本市が特に必要と認めた個人

## 4. 激励金交付決定

下記申請書類提出後、内容審査のうえ交付決定をする。

- (1) 予選会結果、又は参加標準記録突破の競技会結果、又は推薦書等の関係書類
- (2) 出場した大会の要綱及び関係書類
- (3) その他、本市が必要と認めたもの

## 5. 激励金額

交付金額については、選手一人に対し下記のとおりとする。

- |                                     |         |
|-------------------------------------|---------|
| (1) オリンピック・パラリンピック・デフリンピック          | 30,000円 |
| (2) 世界選手権、アジア大会                     | 20,000円 |
| (3) 国民スポーツ大会                        | 10,000円 |
| (4) 全国大会                            | 5,000円  |
| (5) その他、本市が特に必要と認めた場合、協議のうえ金額を決定する。 |         |

## 6. 書類の提出

激励金に係る書類の提出については、国際大会等の開催期間の最終日の翌日から起算して翌年度の末日までに提出しなければならない。

#### 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年10月1日から施行し、同年4月1日より適用する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

（施行期日等）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

交付対象となる大会とは、令和7年4月1日以降に開催された国際大会等に限るものとする。

改正後の要領の規定は、令和7年4月1日以降に開催された国際大会等に係る激励金について適用する。